

令和6年（ネオ）第374号国家賠償請求上告事件

上告人 デニズ [REDACTED] (DENIZ [REDACTED])

被上告人 国

## 上告理由書

令和6年7月 日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人弁護士 大 橋 毅

同 弁護士 岡 本 翔 太

### 第1 本件隔離処分について

- 1 隔離自体の是非に係る国家賠償法上の違法の判断枠組みに関する理由欠如  
(本件隔離処分に関する上告理由①)

一審判決は「隔離の具体的な方法や期間等については、入国者収容所等の実情に通曉した所長等の合理的裁量に委ねられているものと解される」との理由から、「隔離事由が認められる場合に行った隔離措置については、その判断が合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠くなど裁量権の範囲を逸脱し、又はその権限を濫用したと言える場合に限り、本件隔離措置が国家賠償法上違法となる」との判断枠組みを示し、原判決もこれを維持している。

しかし、「隔離の具体的な方法や期間等については、入国者収容所等の実情に通曉した所長等の合理的裁量に委ねられているものと解される」というのは、「隔離の具体的な方法や期間等については」との文言からも明らかとおり、隔離をする場合における方法・期間等についての裁量の理由を説明するものに過ぎず、隔離それ自体を行うか否かの理由を説明するものではない。それにも

かかわらず、一審・控訴審はこの理由付けのみから「隔離措置については、…裁量権の範囲を逸脱し、又はその権限を濫用した場合に限り、…国家賠償法上違法となる」という隔離を行ったこと自体の違法性判断も包括する判断枠組みを示しているのである。

したがって、一審・控訴審が示した判断枠組みには、隔離を行うこと自体の違法性の判断枠組みの採用に関する理由が不足しており、民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の上告理由がある。

## 2 裁量権逸脱・濫用の判断枠組みを誤った憲法違反（上告理由②）

### (1) 目的違反・動機違反という裁量逸脱・濫用類型

行政処分は、裁量処分・羁束処分のいずれにおいても、当該処分の根拠法規の目的に合致しない目的のために行うことは違法とされる。仮に裁量処分であれば、当該処分は裁量権の逸脱・濫用に当たるものとして違法とされ、「目的違反」「動機違反」という裁量権の逸脱・濫用の一類型として整理されている（塩野宏『行政法 I [第六版] 行政法総論』有斐閣 147 頁、宇賀克也『行政法概論 I 行政法総論』有斐閣 375 頁、西埜章『国家賠償法コンメンタール 第 3 版』勁草書房 207 頁。なお、下山憲治・友岡史仁・筑紫圭一『行政法』日本評論社 87 頁は他事考慮と同一の類型として整理している。）

### (2) 目的違反・動機違反とされる拘束は憲法 31 条にも反すること

憲法 31 条は「何人も法律の定める手続きによらなければその生命若しくは自由を奪われ不得」と規定する。

法律に定められた処分を、当該根拠規定の趣旨・目的と異なる目的を達成するために行うことは、法律の制定によらずして処分を行うことを意味しており、当該処分が生命・自由を制約するものであれば憲法 31 条に違反する。したがって、目的・動機違反の判断枠組みは、憲法 31 条の要請から求められた法理であり、これを採用せずに目的・動機違反の処分の違法性を認めないことは、憲法 31 条の解釈に誤りがある。

(3) 原判決の判断枠組みは、判例の目的・動機違反の判断枠組みと相反する誤った法解釈を採用したものである

ア 原判決は、「主として1審原告に懲罰を与える目的によりなされていたものと認めることはできない」としているところ、これは隔離の国賠法1条1項の違法の判断に関し、目的・動機違反の裁量逸脱・濫用判断の枠組みを採用したうえで、事実認定の段階で「懲罰」という主目的を認定せずに、違法性を認めなかったようにも見える。

しかし、かかる事実認定の理由として原審が挙げる事情は、「隔離要領の定める隔離の必要性が認められる」というものである。そもそも、隔離事由とは隔離により排すべき保安上の支障を生じさせる事態を類型化したものであるから、隔離事由が認められる場合には「隔離の必要性」が一応認められる関係にある。つまり、原判決は、隔離要領が定める隔離事由の存在を指摘しているに過ぎない。

目的・動機違反の判断枠組みは、当該処分の根拠放棄が定める要件を充足する場合であっても、当該処分の根拠法規の目的に合致しない目的・動機のために当該処分が行われることを違法とするものである。現に、後記トルコ風呂営業停止国家賠償上告事件の控訴審判決（仙台高判昭和49年7月8日行集25巻7号833頁）においても、違法性が問われた認可処分について「本件児童遊園はさきに認定したように児童福祉施設としての基準に適合していたものであるから、客観的にみると、本件認可処分それ自体としては違法ということとはできない」としており、この判断を是認した上告審判決も、目的動機違反の判断枠組みを客観的要件充足がされた場面で使用することを前提としているとみられる。

イ 原判決は、「本件看守責任者が本件処遇室に到着した後、同人を含む入国警備官らが隔離措置のことを繰り返し「懲罰」と呼称しながら1審原告と話をしていた」という事実を認定し、「これらの入国警備官らの意識として

処遇規則 18 条 1 項所定の隔離を被収容者への懲罰と捉えている様子がうかがえる」「懲罰とはその性格を異にするという隔離要領の定める隔離の基本的考え方と上記の入国警備官らの意識との間に若干の齟齬がみられる」としたうえで、「主として 1 審原告に懲罰を与える目的によりなされていたものと認めることはできない」と判示している。これは、隔離に「懲罰」目的が含まれていたことまでは認定できるが、「主として」目的とする点については否定しているものである。

そして、前述のとおり、原判決が、「懲罰」目的が「主目的であること」を否定した根拠は、隔離事由の存在に過ぎない。

しかし、このように当該処分の要件該当事実の存在を理由に目的・動機違反を否定することは、トルコ風呂営業停止国家賠償上告事件等の判例に相反し、法令解釈を重要な事項において誤ったものというべきである。

#### (4) 小括

以上によれば、原審は本件隔離処分の違法性の判断において、裁量権逸脱・濫用の判断枠組み（目的・動機違反の判断枠組み）を誤って用いており、これは憲法 31 条の解釈を誤るものと認めるべきである。

## 第 2 本件事後措置について

### 1 上告人（不服申出人）に適切な事後措置を受ける権利を認めなかった憲法違反（上告理由③）

#### (1) 不服申出による事後措置の性質

処遇規則 41 条の 2 に基づく不服申出は、「自己の処遇に関する入国警備官の措置」のみを対象として行うことができ、また不服申出者に判定結果が通知されることからみて、被収容者の救済を目的とした制度である。そして、所長等は判定結果を申出人に通知する義務を負い、かつ、不当と認定した時は「適切な措置」を講じることを義務付けられている。本制度と同様の内容

を備える刑事施設における苦情申出（刑事収容施設法 166 条）が応答の法律上の義務を負わない旧監獄法の情願と区別する趣旨で調査結果を「通知しなければならない」との文言を規定して応答義務を明確にしたことからみても（林眞琴・北村篤・名取俊也著『逐条解説 刑事収容施設法 第3版』（有斐閣、2017 年）878 頁）、被収容者の不服申出の応答権及びこれに続く適切な措置の義務は、当事者の権利救済を求める具体的権利を認める趣旨とみるべきである。

したがって、不服申出の結果を踏まえて行われる事後措置は、被収容者の救済を求める権利を具体化したものであり、適切な事後措置が行われることは不服申出を行った被収容者の具体的権利とみるべきである。

## (2) 身体拘束等の自由への制約を正当化するための手続であること

不服申出の権利者である被収容者は、収容令書又は退去強制令書により収容（身体拘束）をされ、移動の自由を中心に、日常生活上の諸活動の自由（憲法 13 条）を制約される地位にある。処遇規則 41 条の 2 に基づく不服申出はかかる収容の不当な処遇からの救済を目的とするものであることからすると、事後措置が適切にされるなどして不服申出が適切に運用されることは、収容による被収容者の自由の制約の正当性を根拠づけるものである（なお、被申立人国も、収容の適法性・合憲性を主張するに際し、これが問題とされる訴訟で不服申出制度の存在を挙げている）。

したがって、不服申出に基づく事後措置が適切になされることで収容が憲法 13 条に適合するものになるといえ、適切な事後措置を求める権利が憲法 13 条に基づいて保障されるものとみるべきである。

## (3) 国連被拘禁者処遇最低基準規則（甲 8）により要請された制度であること

国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）は、次のとおり規定する（甲 8）。

## 規則 56 条

1. すべての被拘禁者は、毎日、刑事施設の長、あるいは施設の長を代理する権限のある施設のスタッフに対して、要請又は不服を述べる機会を持つものとする。

## 規則 57 条

1. すべての要請又は不服は、迅速に処理され、遅滞なく応答されるものとする。  
要請又は不服が拒絶された場合、あるいは不当に遅延した場合には、申立人は司法その他の機関に提起する権利を与えられる。

処遇規則 41 条の 2 に基づく不服申出は、これら規則に基づく要請を具体化したものである。

要請・不服を述べる機会が保障されたとしても、その要請・不服に基づいて適切な措置がされなければ、これら機会を保障する意味が失われる。したがって、上記規定は、適切な措置が講じられることまでも保障することの要請を含意しているとみるべきである。

マンデラズ・ルールに拘束力がないとしても、法令解釈において参照されるべきものであることからすれば（最三小判令和 3 年 6 月 15 日民集 75 巻 7 号 3064 頁宇賀克也補足意見も、マンデラズ・ルールを法令解釈の場面で参照している。）、かかる規定の存在は、事後措置を求める権利の具体性を補強する事情とみるべきである。

### (4) 小括

以上によれば、不服申出の不当判定後の事後措置は、処遇規則の性質、これにより救済が図られるべき権利の性質等から見て、これを具体的権利として保障することで収容が憲法 13 条に適合することになる。したがって、事後措置を求める具体的権利性について否定した原判決は、憲法 13 条に違反する。

## 2 本件事後措置の違法性（入国警備官 A の配置転換をしなかったことにかか

**る裁量逸脱・濫用）を否定する理由に不足があること（上告理由④）**

- (1) 原判決は、「職員が交代しながら一年中24時間勤務体制を整えなければならない東日本センターの業務からくる人員措置の制約やこれを踏まえた東日本センター所長の裁量」を裁量権の範囲を逸脱・濫用を否定する事情として挙げている。

しかし、本件で問題とされているのは、入国警備官Aただ1人の配置転換である。仮に東日本センターにおいて原判決が指摘するような体制を敷く必要が認められるとしても、入国警備官には傷病による欠勤、休暇取得もありうる。同僚間のハラスメント問題が生じれば、当事者を接触させないように配置転換する義務を負う。東日本センターが国の所管する行政庁の事業所の一つであり、労働法令を遵守すべき立場にあることからすれば、有給休暇の取得を否定したり、傷病による欠勤で施設の運用が難しくなったり、職場環境調整義務の履行としての配置転換すらできないような人員しか備えていないとは認めがたい。

- (2) また、入国警備官Aに関しては、東京出入国在留管理局に採用された者であり、同人の配置の選択肢は東日本センターに限定されるものではない。東京出入国在留管理局の管轄内の入国警備官を必要とする部署、例えば東京出入国在留管理局、同成田空港支局、横浜支局等の人員も、配置転換（交換）の候補たりうる（乙44）。

原判決が挙げる「職員が交代しながら一年中24時間勤務体制を整えなければならない東日本センターの業務からくる人員措置の制約」という事情は、複数人の同時での配置転換や、突発的な人員配置が困難であることを肯定するものになりえても、わずか一人の入国警備官Aの配置転換に制約があるとする理由としては不足があることは明らかである。

- (3) 以上によれば、原判決は、東日本センターの人員措置の制約という抽象的な事情のみを入国警備官Aわずか一人の配置転換がされないことが著しく不

合理的とまでは言えない理由とする点で理由に明らかな不足があり、民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の上告理由がある。

以上